嘆願書

-動物虐待ならびに殺害・遺棄の捜査および取り締まりのお願い-

神奈川県警察本部　生活安全部　生活安全総務課　御中

２００７年３月３日、インターネット掲示板２チャンネル「いたち好きスレッド53本目」にて、フェレットを虐待し、さらに動画を撮影、その動画をアップローダーに上げ掲示板に貼り付けるという事件が起きました。
動物愛護法第44条より、確実に犯罪行為です。
ハイテク犯罪対策係には、既に多数の情報が届けられているかと存じます。
その被疑者について捜査及び厳重なる処分を願いたく本書状をもって上申致します。

- 動物虐待を犯す人間は何らかの罰則で抑止されない限り、将来残虐な殺人等の罪を犯す確率が高いこと。
- 全国から簡単に閲覧できるインターネット上の掲示板で残虐な動画を公開し、こどもを含む多数の人に深い悲しみ・苦痛・嫌悪感を与えたこと。
- それにより模倣犯を誘発する危険性があること。
- 動物愛護法の適用対象であると考えられること。
- 当初、通報するという他の人の発言に対し、　「別に警察に告発しようとかまわない。」「動物愛護法は1年以下の懲役・100万円以下の罰金だ。 初犯で実刑をうける人はまずいない。」「窃盗（万引き）以下だ。」という内容を掲示板へ書き込み、周囲ならびに警察を挑発したこと。
- 後日　「あの2匹のフェレットは死んでしまい（殺してしまい）、 捨ててしまいました。」と発言しており、罪のない2匹のフェレットを死に至らせ、死体を遺棄していたこと。
- 動画アップロード時または掲示板への書き込み時のIPアドレスから被疑者を特定することは可能であり、被疑者本人から事情を聴取することも可能であると考えられること。
- 一般人が不快に思うような動画であったことは確かであり、メディアでも取り上げられ、この事件が問題視されていること。

以上の理由をもってここに厳正なる捜査及び検挙、厳重な処分をのぞむ所存でございます。

平成19年　　月　　日

氏　名	住　所　※「同上」「〃」で略さず、都道府県名からご記入下さい。※印はサイン、拇印、判子のいずれでも可。	印